

必携

学生団体に所属する皆さんへ

慶應義塾大学 学生総合センター

この冊子は、塾生の皆さんのが学生団体の一員として活動する上での諸注意や、各種手続きについて掲載しています。**回覧するなどして必ず会員に周知してください。**

Webサイトでも閲覧が可能です。

<https://www.students.keio.ac.jp/com/life/extracurricular/files/hikkei2021.pdf>



なお、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、大学施設の利用制限や、各種申請の期限・手続きの変更が発生しています。塾生サイトや学生団体活動支援システムで最新の情報を確認してください。

I. 学生団体の公認審査に関する注意事項 (P. 2~5)

1. 公認申請手続きについて
2. 会長について
3. 学生責任者について
4. 会員について
5. 活動内容について
6. 学生総合センター設置科目「大学生活における責任と危機管理」
7. その他

II. 課外活動上の留意事項 (P. 6~14)

1. 学内諸規則について
2. 不適切な行為への対処について
3. 飲酒について
4. 性加害行為について
5. 日吉駅付近等の公共の場での行動について
6. 早慶戦前夜および当夜の行動について
7. 学園祭における注意事項について
8. 学生団体に対する出演依頼について
9. 学生団体による旅行の主催について
10. 練習・合宿等の活動について
11. 活動中の事故について
12. 定期健康診断の受診、感染症の予防について

III. 学生団体の諸手続きについて (P. 15~18)

1. 学外での諸活動について（学外行事届、海外活動申請書の提出）
2. 学生責任者の交代について（学生責任者変更届の提出）
3. 会長の交代（代行）について（会長変更届の提出）
4. 教室使用について
5. 「日吉塾生会館」等諸施設の使用について
6. 食堂ホールの利用について
7. 学生団体ルーム（部室）の使用について
8. 体育施設について
9. キャンパスへの車両入構について
10. 揭示物の掲出、印刷物配布などについて
11. 学生団体宛郵便物の取り扱いについて
12. 各種証明書の発行について

IV. トラブル発生時の連絡体制 (P. 19)

I. 学生団体の公認審査に関する注意事項

以下に公認審査に関する注意事項をまとめましたので、各学生団体は必ず確認してください

1. 公認申請手続きについて

2021年度の公認申請スケジュールは以下のとおりです。

<スケジュール>

種別 時期	新規公認申請予定 の未公認団体	前年度（2020年度） 公認団体	全慶連および上部・ 福利厚生等の学生団体
3月下旬～ 4月上旬	申請開始		申請開始
4月上旬～ 4月下旬※①	学生団体支援システムにて 書類提出		学生団体支援システムにて 書類提出
5月下旬	面接審査	※下記①	※下記①
7/1(木)	審査結果通知 (学生総合センターより郵送)		

- ※① 継続団体については、特に問題のない場合は書類審査のみとします。指導、処分を受け経過観察中の団体と、その他必要性が認められる団体には面接審査を実施します。面接審査対象の団体へは、申請書類提出受付後に追って通知します。
- ・② 新年度に「**休会**」または「**廃会**」を予定している学生団体は、4月末日までに活動拠点を置くキャンパスの学生生活担当へ申し出てください。
 - ・③ 新規公認申請を予定している未公認学生団体は、申請条件を満たしているか事前に確認してください。

【塾生サイト（学生生活「学生団体」）】

<https://www.students.keio.ac.jp/com/life/extracurricular/club.html>



2. 会長について

会長は慶應義塾大学の教授、准教授またはこれに準ずる**専任の教員**でなければなりません。会長とは日頃から連絡を取り合い、会長が退職あるいは休職や留学等により指導・監督ができない場合には、別の教員に会長を依頼する、もしくは不在期間のみ会長代行を依頼してください。

会長の変更または代行を立てるにあたっては「**学生団体会長変更届***」に必要事項を記入し速やかに拠点を置くキャンパスの学生生活担当窓口へ提出しなければなりません（会長代行期間が終了した場合も変更届の提出が必要です）。→ P. 15 参照

なお、教員 1 名あたりの会長兼務は 3 団体までとなりますので注意してください。

※用紙は「学生団体活動支援システム」からダウンロードしてください。

3. 学生責任者について

学生団体は、その運営を統括する代表者として「学生責任者」を 1 名置かなければなりません。学生責任者は、会員と活動の安全確保に努めるほか、会長・大学との連絡窓口となる重要な役職です。学生責任者の条件は次のとおりです。

- 慶應義塾大学の学部生（正規生）であること。

また、学生責任者が交代する場合、「学生責任者変更届」の提出が必要です。各種資料の引き継ぎを行い、会長の承認を得た上で提出してください。→ P. 15 参照

会長および学生責任者は、団体を安全に運営する責任があり、活動中およびそれに付随する準備、移動、飲食、宿泊中など、常に会員と周囲の安全に配慮しなければなりません。

これが不十分であったがために事故が発生した場合「安全への配慮を怠った」として、会員やその保証人（保護者）、被害者等から、法的／道義的責任を問われる可能性もあります。会長、学生責任者、そして会員が相互に連携し、事故を未然に防ぐよう最大限努めてください。

4. 会員について

学生団体の正会員は、**慶應義塾大学の学部生に限ります**。ただし、大学院生、通信教育課程在学生は準会員、塾員は特別会員とすることができます。

会員有資格者	会員資格なし（参加不可）
学部生（正会員）	
大学院生（準会員）	
通信教育課程在学生（準会員）	
別科・日本語教育研修課程学生（準会員）	
特別短期留学生（準会員）	左記以外の者すべて
塾員（特別会員）	

他大学生をはじめ、上記以外の個人は会員として一切認められません。**会員資格のない個人が活動に参加することを厳禁とします。**万が一、他大学の学生等の個人が活動に参加し、事故により負傷等した場合、本塾が加入する「学生教育研究災害傷害保険」は適用されません（対象は塾生のみ）。

ただし、他大学に所属し、公認、指導、監督を受けている団体と合同で活動することは可能です。その際、義塾側の団体はその都度「学外行事届」の提出等、必要な手続きを行うとともに、相手側の団体も所属大学において所定の手続きを行い、万が一の際には所属大学加入の保険が適用されるようにしてください（塾生に他大学加入の保険は適用されません。同様に、他大学生に義塾加入の保険は適用されません）。

保険に関しては、P. 12 の“「学生教育研究災害傷害保険」について”を参照してください。

5. 活動内容について

活動内容について以下の事態が認められた場合、公認することはできません。

- ① 活動の内容が学外団体の支部と考えられるもの。
- ② 活動による収益が一部でも会員個人に配分されている場合や、特定の団体に不当に支払われている場合。
- ③ 活動目的とは全く異なる活動を行っている場合。

注：公認後にこれらの実態が明らかになった場合、【解散】【公認取り消し】【活動停止】も含めた必要な措置を講じます。

6. 学生総合センター設置科目「大学生活における責任と危機管理」

大学生活を送る中には、様々なトラブルが潜んでいます。この科目では特に学生が巻き込まれやすいトラブルを取り上げ、各分野の専門家が解説しています。最終テストを含め、オンデマンドでの受講となるため、教室での講義は行いません。いつでも気軽に受講できます。

また、「気品の泉源 知徳の模範」という章も用意しています。義塾の創設者である福澤諭吉先生の人物像、理念等をシンプルに説明している章です。この授業を通して塾生としての気品を学び、塾生としての誇りを持ち、安全に大学生活を送ってください。

授業で取り上げるテーマは以下の通りです。シラバスにはテーマの他、授業に関する詳細が書かれていますので、検索してみてください。検索の際には、地区を「三田」、科目設置学部を「諸研究所－学生総合センター」と指定してください。

なお、公認学生団体の責任者と団体幹部は、団体管理を行う上で、会員の安全と生命を守る立場にあります。健康で安心できる活動環境を整える役割を担う諸君には、一般の塾生よりも強く危機管理意識が求められるため、役職者の履修を公認の条件と定めます。この授業は自身の身を守る助けとなるだけでなく、各人の責任ある判断と行動に寄与するものとなるため、役職者だけではなく、他の会員も履修することを推奨いたします。

テーマ一覧	
■ 「気品の泉源 智徳の模範」 看護医療学部 教授 山内 慶太 福澤研究センター 准教授 都倉 武之	■ 大学生のメンタルヘルス －ストレスとうまくつきあうために 環境情報学部 教授・医師 濱田 康子
■ 飲酒事故予防のために 保健管理センター 教授・医師 横山 裕一	■ インターネットリテラシー 理工学部 情報工学科 准教授 金子 晋丈
■ 薬物乱用と問題使用 保健管理センター 准教授・医師 西村 由貴	■ 生活習慣病の予防のために 医学部 内科学教室 専任講師（学部内）・医師 神田 武志
■ マインド・コントロール 立正大学 心理学部 教授 西田 公昭	■ ハラスメントのないキャンパスを －快適で充実した学生生活をおくるために アップル法律事務所 弁護士 矢田部 菜穂子
■ “ブラックバイト”の被害に遭わないために －労働法から見たアルバイト労働 法学部 法律学科 教授 内藤 恵	■ 性の健康管理 公益社団法人 東京都看護協会危機管理室 アドバイザー 堀 成美

* 履修の可否や条件については『履修案内』を確認のうえ、不明点があれば所属学部の学事担当窓口に問い合わせてください。授業内容・履修方法については三田学生部学生生活支援担当まで問い合わせてください。

7. その他

例年、卒業式後、新入生歓迎期、早慶戦前夜および当夜、三田祭期間中および夏季・春季休校期間中の合宿等において、一部の塾生がトラブル（騒ぎや器物破損等）を引き起こしています。また、飲酒に起因する事故も生じています。

不適切な行為におよぶ団体、個人には、大学として厳正に対処しますので十分留意してください。

（参考）各種募集・行事のお知らせ

学生総合センターでは、【塾長賞】及び【小泉体育奨励賞】の候補者募集、【塾長杯ソフトボール大会】また、塾生限定企画などを運営しています。参考までにその概要を以下に記します。詳細は各キャンパスの学生生活担当へ問い合わせてください。

◎塾長賞

塾長賞は、学生の広範な活動のうち、正課の学業や体育活動とは別に、学術・芸術・社会活動・文化活動等の多様な分野において塾生の範となる優れた業績もしくはこれに準ずるものに与えられます。例年、募集開始は10月中旬頃、応募期限は翌年1月上旬頃となっています。日程等の詳細は塾生サイトや掲示板で周知します。

◎小泉体育奨励賞

小泉体育奨励賞は、人物が優秀かつ健康であり、スポーツを通じて義塾の名声を高めた体育会以外の団体または個人を表彰するものです。例年、募集開始は10月中旬頃、応募期限は11月下旬となっています。日程等の詳細は塾生サイトや掲示板で周知します。

◎学生総合センター企画

塾生同士や教職員との交流の幅を広げるために、学生総合センターは各種企画を用意しています。これまで「スキー・スノボの集い」、「福澤諭吉先生ゆかりの地を旅する～中津・長崎～」などの企画を開催してきました。大学公式イベントですので、時期が近づきましたら、是非塾生サイト（学生生活「イベント」）や、各地区掲示板にて確認してみてください。

◎塾長杯ソフトボール大会

塾長杯ソフトボール大会は、塾生の体力増進や塾生間の交流を深めることなどを目的に開催されています。

大会は、全ての学部生・大学院生が対象の【全塾予選】と、学部予選や全塾予選を勝ち抜いたチームによる【本選】の2つに分かれます。例年、全塾予選は9月上旬頃、本選は11月下旬頃に開催しています。日程や参加チーム募集等の詳細は、以下のWebサイトでお知らせします。

【塾生サイト（学生生活「イベント（全塾）」）】

<https://www.students.keio.ac.jp/com/life/extracurricular/event.html>



II. 課外活動上の留意事項

学生団体が学内外において活動するうえで、以下の事項には特に留意してください。また、以下の事項は会員全員に周知徹底し、必ず順守するようにしてください。

1. 学内規則について

大学にはさまざまな規則があり、学生団体はこれらを遵守しなければなりません。学生団体に特に関係ある規則としては、次のようなものがあります。

1) 学部学則第183条

- ① 学生の組織する学術、教養、体育および各方面の団体中適當なものは、これを公認する。
- ② 公認団体の長は、専任の教授、准教授またはこれに準ずる者とする。

2) 学生の団体、集会および掲示等に関する規程

第 1 条 学内団体は、本塾の教育目的に添い、かつその実現に寄与する機能を具備するものであって学生生活・学問・文化および体育に関する学生の自治団体、教養団体および体育団体等をいう。

第 2 条 学生が学内において団体を組織するときは、所定の書式に必要事項を記入し、団体に関する規約、役員名簿各 2 通を添付して塾長宛に届出るものとする。

第 3 条 塾長は学内団体で特に本塾教育目的の実現に寄与するものと認めたものは、これを学内公認団体として便宜を与える。

第 4 条 学生および学内団体が学内もしくは学外において集会しようとするときは、所定の書式に必要事項を記入し、原則として 4 日前に届出て塾長の許可を受けなければならない。

第 5 条 学生および学内団体が学内もしくは学外において、署名運動、資金募集、投票、掲示、ビラ配布、物品販売等の行為をしようとするときは、その旨学生部長に届出てその指示を受けなければならない。

第 6 条 学内団体が第 1 条の趣旨にもとるとき、または学生部長の指示に違反したときは、塾長は公認取消、便宜供与の停止、団体の解散、掲示不許可その他適當な措置を命ずることができる。

3) 大学（三田）学生団体ルーム等使用管理規程（三田キャンパス担当窓口で閲覧可能）

※上記以外にも、学内申し合わせや大学施設管理上のルールが設けられていますので、詳細は各キャンパス学生生活担当窓口に問い合わせてください。

2. 不適正な行為への対処について

軽はずみな言動や無自覚な行動が犯罪につながることの認識がないまま、飲酒強要、薬物使用、性的行為、暴力、詐欺商法などの違法行為や公序良俗に反する行為に関わり、他者を傷つけ尊厳を冒す事案が発生しています。犯罪はもちろん、いかなる形であっても、人権を侵害し、生命・身体・財産を傷つける行為は、断じて許されません。

慶應義塾では、「協生環境推進憲章」を制定しています。塾生全員が、その憲章の精神を理解し協生社会を実現すべく行動することを期待します。学内諸規則や各種法令等に反する行為、あるいは学生団体として相応しくない行為等が認められた場合、大学として指導を行うほか、必要に応じて

【解散】【公認の取り消し】【活動停止】などの措置を講じます。

また、不適切な行為に関わった**学生個人**ならびに、必要な指導・措置を怠った**学生責任者個人**の行為についても、所属学部に通告し、指導・処分を求めるます。

(参考)

慶應義塾 協生環境推進憲章

慶應義塾は、創立者福澤諭吉が「天は人の上に人を造らず、人の下に人を造らずと云えり」と『学問のすゝめ』の冒頭で述べたように、一人ひとりの自由・平等・権利を尊ぶ精神の涵養を建学以来教育理念として掲げてきました。

また、福澤諭吉は「社会共存の道」とは、「人々自から権利を護り幸福を求むると同時に、他人の権利幸福を尊重して、苟（いやしく）も之（これ）を犯すことなく、以て自他の独立自尊を傷つけざるに在り。」と編纂された『修身要領』の中で述べ、さらには人と人の交わりである「人間交際（じんかんこうさい）」の実践を大切にしましたが、その実現は現在もなお途上にあり、いまだ多くの課題が存在しています。慶應義塾は、「協生」という理念の下、その解決に向けて、社中一致して取り組みます。

多様な価値観が並存する今日、年齢・性別・SOGI（性的指向・性自認）・障害・文化・国籍・人種・信条・ライフスタイルなど、様々な背景を有する人々が、誰一人として社会から孤立したり排除されたりすることなく、互いの尊厳を尊重し合う社会が実現されなくてはなりません。

慶應義塾は、「気品の泉源、智徳の模範」として「全社会の先導者」たらんとする創立以来の目的に沿って、多様な価値観を認め、自他の尊厳に等しく敬意を払い、協力し合う協生社会の実現を目指し、ここに慶應義塾 協生環境推進憲章を定めます。

憲 章

- 1 自他の尊厳に等しく敬意を払い、互いの人格を尊重し、協力し合う協生社会の実現を目指します。
- 2 多様な価値観への理解を深め、自分らしく生きることへの共感と配慮を育む啓発活動を推進します。
- 3 社会的障壁を取り除くことに努め、個々の選択に応じた生き方を実現できる環境を整備します。

■協生環境推進憲章制定に寄せて（慶應義塾大学HP）

<https://www.keio.ac.jp/ja/news/2019/9/20/27-63194/>



3. 飲酒について

近年、慶應義塾では飲酒により塾生の命が失われる痛ましい事故が複数件ありました。

全国の大学で起こっている飲酒死亡事故の多くは、「イッキ飲み」などによる急性アルコール中毒がその原因です。

場を盛り上げるために集団で掛け声をかけて飲酒をあおる行為（いわゆる“コール”）や、それに応えるイッキ飲みなどの過度な飲酒は**大変危険**です。また、そうした飲み方をしていなくても、体調によっては危険につながることもあります。新歓コンパや合宿時など、サークルの懇親会で酒を伴う会合を行うにあたっては、以下のURLを参照して飲酒に関する正しい認識を持ってください。

また、言うまでもなく**未成年者の飲酒は違法**であり、することもさせることも許されません。慶應義塾は不適切かつ危険な飲酒行為に対し、断固たる態度で臨みます。



①【重要】飲酒に関する注意喚起（塾生サイト 学生生活Webサイト）

<https://www.students.keio.ac.jp/com/life/extracurricular/attention.html>

①



②



② 急性アルコール中毒予防について（保健管理センターWebサイト）

<http://www.hcc.keio.ac.jp/ja/health/health/attention/alcohol.html>

4. 性加害行為について

性暴力やセクシャルハラスメントをはじめとする「性加害」は、その多くが刑事責任を問われる犯罪行為であることを改めて認識してください。場合によっては、民事上の責任も追及されます。性加害は、人間としての尊厳を根底から否定し、被害者に深刻な心の傷を残す行為です。かかる行為を行った者に対し、慶應義塾は断固たる措置で臨み、厳正な処分を行います。「悪ふざけだった」「このくらいなら大丈夫だと思った」「相手も同意していると思った」といった言い訳は、相手の人権を無視する意識に他なりません。

あわせて、このような性加害を見逃さない勇気をもち、また性加害に巻き込まれることのないよう心掛け、万が一的な被害にあった場合は遠慮なく各キャンパス学生生活担当窓口に相談してください。

★性犯罪になる性加害行為の代表例：強制性交等、準強制性交等、強制わいせつ、準強制わいせつ、淫行、痴漢、盗撮、リベンジポルノ、公然わいせつ、わいせつ物頒布陳列等、ストーカー行為等

5. 日吉駅付近等の公共の場での行動について

塾生が日吉駅付近等の公共の場で飲酒し、加えて大声で騒いだり、通行を妨げたり、構内や花壇を汚したり、駅利用者等と接触するトラブルが頻発しており、近隣住民の方々に迷惑をかけています。迷惑行為は日吉公園など駅周辺施設にも及んでいます。塾生はつねに「気品の泉源、智徳の模範」たるべきことを自覚し、以下の行為は決して行わないよう求めます。

- 駅構内や路上、公園等の公共の場所で、集団で飲酒の上長時間たむろし、通路、歩道、店舗入口前をふさいだり、大声で話し、騒ぎ、叫び、また、公共の施設や財産を汚し損壊すること
- 私有地など、立ち入り禁止区域への立ち入り
- 許可されていない場所でのダンス練習等の行為

6. (東京六大学野球) 早慶戦前夜および当夜の行動について

東京六大学野球リーグ戦の最後を飾る早慶戦が春季は 5月29日（土）～ 30日（日）、秋季は10月30日（土）～ 31日（日）に行われる見込みです。早慶戦は伝統ある全塾行事です。神宮球場で大いに声援を送ってください。

しかし例年、銀座・渋谷・日比谷・明治神宮野球場周辺などで前夜および当夜のコンパに伴う事故がしばしば発生しています。特に、明治神宮野球場周辺における徹夜での場所取り、器物の破損、深夜におよぶ騒音など、塾生の行為が近隣住民の方々に多大な迷惑をかけているほか、塾生が酔った勢いで重傷を負う例も報告されています。警察をはじめ関係機関、近隣住民の方々からの抗議・苦情が大学に多く寄せられています。それらの行為により発生した損害については、当事者自身の責任において解決されなければなりません。

毎年、慶早戦支援委員会の学生が諸君の安全を図るため各所において警備を行っています。しかし、彼らも同じ塾生であり、その努力には自ずと限界があります。迷惑行為を厳に慎むことはもちろんですが、塾生相互においてもそのような事態の防止に努めてください。

これらの事情を考慮のうえ、気品ある塾生としての自覚を堅持するよう強く求めます。

7. 学園祭における注意事項について

学園祭（三田祭、四谷祭、矢上祭、七夕祭、秋祭、芝共薬祭）への参加にあたっては、各実行委員会が定めたルールを遵守するとともに、近隣住民および地域商店街の方々への配慮に欠ける行為は厳に慎んでください。道幅に広がり大声で話しながらの歩行や、児童公園等公共の場所での宴会・ゴミの投棄は近隣住民の方々への多大な迷惑となります。出店に伴う釣銭用意を目的としたゲームセンター等での両替行為は、お店に対する営業妨害となり、法律で罰せられる可能性もあります。

8. 学生団体に対する出演依頼について

学生団体に対しイベントの出演依頼等があった場合、学生団体の活動として相応しい内容か精査し、契約を交わしてから出演することを推奨します。依頼主や主催者、イベント内容についてきちんと確認しないまま引き受け、トラブルとなるケースも少なくありません。

9. 学生団体による旅行の主催について

資格のない者が旅行を企画し、参加者を募集することは法律により規制されています。学生団体がこれを行うことは法に触れるだけでなく、学生団体の活動範囲を逸脱するものであり、事故等が生じた際の責任も大きいので、大学としてもこれを厳禁します。

観光だけでなく、フィールドワーク、ボランティア、社会貢献等を目的としたものであっても同様です。

10. 練習・合宿等の活動について

活動中はもとより、移動中や宿泊中など、学生団体として行動する際は常に会員と周囲の安全に配慮してください。会員ひとりひとりの心がけはもちろんのこと、特に学生責任者にはその責務があることを肝に銘じてください。

1) 音出しについて

音や声の出る活動（楽器練習、かけ声・笛など）が、授業、試験および研究の妨げとならないよう厳に注意してください。指定された練習場所を使用している場合でも、音や声の出る活動をする場合は、窓、扉を開放しないでください。

また、近隣住民の生活の妨げになることもありますので、十分に注意してください。活動時間については、指定された時間を厳守してください。

2) 学外での行動に関する注意

大学付近・電車内・河川敷グランドへの往復時など、集団での移動に関して多数の抗議、苦情が大学に寄せられています。また、移動中だけでなく練習場所付近でのマナーの悪さなども指摘されています。なかには、「KEIO」等のロゴが入ったカバンやパーカーなどを身に着けながら、堂々と迷惑行為に及んでいるケースも見受けられます。

集団になった途端、気を大きくして傍若無人に振る舞うことは、およそ塾生として恥ずかしい行動です。各学生団体にあっては特に以下の点に留意し、迷惑行為は厳に慎むよう、会員全員が徹底してください。

- 歩道や通路に広がって歩かない、あるいは周囲の通行を妨げるよう屯(たむろ)しない
- ラケットや大きなバッグを持つ際は、他人にぶつからないよう留意する
- 電車の扉付近に集団で滞留しない
- 特に電車内や、夜間の歩行中などは静肅を保つ
- 路上や練習場付近に、用具、器具等を放置しない（事故の原因となる）
- 活動中に出たゴミは持ち帰る

* 実際に大学へ寄せられた苦情に基づく注意です。

3) SNS上の発言に関する注意

軽率な発言によって、大きなトラブルにつながるケースが増えています。SNS上の書き込みに対する苦情が大学に多数寄せられています。場合によっては違法行為となるケースもあります。一度発信した内容は完全に取り消すことはできませんので、自分の発言に十分責任を持ってください。

4) 公道上での集合・解散の禁止について（路上駐車禁止）

合宿等の際、キャンパス周辺の公道上にバスや自家用車を駐車して集合・解散するケースが見受けられます。「駐車禁止場所での駐車」は危険かつ法律に違反する行為であり、絶対にやめてください。また、駐車が禁止されていない場所でも、車両のアイドリングによる騒音や排気出発を待つ塾生による騒ぎ声やゴミの放置などについて、苦情が寄せられています。

公道上では集合・解散をせず、民間の駐車場などを利用してください。

*たとえ駐車場内でも、周囲に迷惑をかける行為は厳に慎んでください。

5) 学外行事届について

公認学生団体が塾外で活動（日常練習含む）を行う場合、**学外行事届を事前に必ず提出しなければなりません。**危機管理上不可欠な届け出ですので、遵守するよう徹底してください。

なお、体育会（本部、各部、所属団体）については、体育会事務室にて所定の手続きをとつてください。

入手方法	学生団体活動支援システムより出力 https://studentlife.gakuchi.keio.ac.jp	
対象の団体	全ての公認学生団体 *体育会（本部、各部、所属団体）を除く	
対象の活動	義塾敷地外で行う学生団体による全ての活動 *練習／合宿／試合／演奏／発表／公演／フィールドワーク／登山など全て	
提出先	活動拠点を置くキャンパスの学生生活担当窓口 *「学生団体活動支援システム」よりPDF出力される 参加者名簿を添付のこと。	
提出期限	活動日（もしくは出発日）の4日前 *土・日・祝日、義塾が定める休日を除く4日前	
備考	<ul style="list-style-type: none">① 提出には会長の署名・捺印が必須。日頃から会長と連絡を密にとること。② 塾外での活動の度に提出すること。件数が多い場合は、一週間分や一ヶ月分など、詳細を別紙にまとめて一括での提出も可。③ 登山に際しては詳細な計画書を添付のこと。④ 「学生団体活動支援システム」より届出を作成し、学生生活担当窓口にて提出することができます。操作方法などについては、システムHPに掲載されているマニュアルを参照してください。	

事前に届け出ることによって、初めてその活動は「学生団体の課外活動」となります。塾生は全員、義塾が保険料を負担し「学生教育研究災害傷害保険」に加入していますが、学外行事届が未提出の状態で事故により負傷等した場合、**保険金は支払われません。**

提出を怠った学生責任者に対し、ケガをした塾生本人やその保証人（保護者）等から、責任を追及される可能性もありますので、十分留意してください。「届け出るべきことを知らなかつた」との言い訳は通用しません。

適正な届け出を行わない団体には、厳正に対処します。

11. 活動中の事故について

1) 事前の注意

事故が起きれば訴訟問題となる可能性もあり、その場合、**会長や学生責任者の日常の指導と注意義務が問われることとなります。**事故を未然に防ぐよう、会長ともよく連絡をとり、以下の点に留意をしてください。

- ① 行事、試合、合宿等を企画するにあたっては、安全対策や無理のない計画かどうか等を十分に検討してください。
- ② 事故や体調不良者がいる等の問題が起きた場合を想定して、巻末のフローを参考に救急時の連絡先把握や救急対応を検討し、いかなる事態にも会員全員が対応できるように十分に準備をしてください。
- ③ 日頃から会員全員の健康状態に気を配り、AEDの使い方や体調不良者への応急処置など基本的な知識を身につけるようにしてください。
- ④ 自動車や自転車を使用する場合は、安全運転を心掛けてください。近年、自転車による事故が増加しています。交通法規の順守、自転車の防犯登録、自転車損害賠償責任保険等の加入を徹底するようにしてください（東京都、神奈川県は自転車損害賠償責任保険等の加入の義務化を条例で定めています）。
- ⑤ 活動中の事故等により、会員が傷害や賠償責任を負うケースに備え、団体単位または個人単位で任意保険に加入することを強く推奨します。特にスポーツやダンス等を行う団体は、団体単位でスポーツ傷害保険（賠償責任保険を含む）等へ加入することが望まれます。事前に補償内容（適応対象となる行為や範囲等）をよく確認のうえ、加入手続をしてください。

2) 万が一事故や問題が起こってしまった場合の対応

巻末のフローに則り、救急対応や必要に応じて連絡を行い、速やかに会長へ報告をして指示を仰ぐとともに、各キャンパス学生生活担当へ必ず連絡をしてください。学生生活担当につながらない場合は、大学警備室（信濃町キャンパスは防災センター、芝共立は中央管理室）まで連絡をしてください。

→ P.19（巻末）参照

3) 「学生教育研究災害傷害保険」について

活動中の事故に起因する補償は、自己責任（任意保険への加入等）での対応が原則です。しかし義塾では塾生の教育研究活動中や通学中、および学校施設等相互間の移動中における不慮の傷害に対応する「学生教育研究災害傷害保険」（学研災）に加入しており、条件を満たせば所定の保険金が支払われます。課外活動の際には、以下の点に留意して手続きしてください。
なお、賠償責任には対応していません。

- ① 学外における練習、集会、合宿、演奏会、旅行、試合、登山等の諸行事についてはその活動開始の4日前（土日祝および義塾の定める休日を除く）までに学外行事届（P.11 参照）を提出してください。提出されていない場合、保険の適用は受けられません。
- ② 事故が起きてしまった場合は、事故発生より30日以内に自身で保険会社へ事故通知をしなければなりません。事故通知の方法およびその後の手続きについては、「学生教育研究災害傷害保険のごあんない」（学生生活担当窓口に備付）を参照してください。

また、任意加入の保証制度としては次のものがあります。

「塾生総合補償制度」　問合せ先：慶應学術事業会（慶應義塾関連会社）　03-3453-3846
「学生総合共済」　問合せ先：慶應義塾生活協同組合　045-563-8489

4) 再発防止のために

計画の見直しや安全対策の再検討を行い、同じことが起こらないように万全の注意を払ってください。事故の記録を残して会員全員で共有のうえ、代々必ず引き継いで、会員全員に周知してください。

5) その他

① 構内でのケガや急病等の場合、健康管理センターで応急処置が受けられます

開室時間 平日 8:30~17:00 (湘南藤沢は 9:00~17:30)

*臨時に変更する場合があります。

*土・日・祝日は閉室。ただし、補講がある土曜日は開室（矢上、芝共立、信濃町を除く）。

閉室の場合は大学警備室（信濃町は防災センター、芝共立は中央管理室）へ連絡してください。また、以下の「救急医療機関の案内」も参考にしてください。

救急医療機関の案内 → 24時間対応で時間外診療可能な医療機関を案内してくれます

- 東京都内 救急相談センター* #7119(携帯電話、PHS、プッシュ回線対応)
- 横浜市内 横浜市救急医療情報センター* #7119 または 045-232-7119
- 藤沢市内 ふじさわ安心ダイヤル24 0120-26-0070

※東京都内限定で、#7119は救急車を呼ぶべきか判断に迷った時に24時間年中無休で
医師・看護師・救急隊経験者などの相談医療相談チームが救急相談・医療機関案内をして
います。横浜市では看護師が緊急性や受診の必要性についてアドバイスします。

② 学内で盗難が頻発し、次のような事例が多数報告されています。貴重品や現金は常に身 につけてください。

- メディアセンター（図書館）で席を離れた際に鞄から財布を盗まれた。
- 休み時間に荷物を放置していたら、財布または荷物ごと盗まれた。

また、塾生会館（日吉）や学生団体ルーム（三田）において、荷物
の放置が目立ちます。各学生団体は貴重品に限らず、きちんと管理し
てください。



12. 定期健康診断の受診、感染症の予防について（健康管理センターからのお知らせ）

1) 定期健康診断の受診について

会員は日頃の練習・合宿等で他の会員と団体生活を共にする時間が長くなります。他の会員に迷惑をかけることのないよう、健康管理センターが毎年行っている定期健康診断を必ず受診し、自分自身の健康には万全の注意を払いながら活動してください。

また、対外試合の出場に際し健康診断書の提出が求められることがあります。健康管理センター実施の定期健康診断を受けていない場合、健康診断書は発行されません。

スポーツ団体は、健康管理センターでの健康診断以外にも毎年会員の健康チェックを実施し事故のないよう十分気を配ってください。

2) 感染症の予防について

○集団生活と感染症

集団感染を回避しながら団体活動を継続するためには感染を持ち込まないように、それ
ぞれが自覚を持って行動することが第一です。また、集団感染発生時はなるべく早い時点
で把握することが重要になります。目安として同一団体でほぼ同時期（通常の潜伏期間か
ら推測してインフルエンザの場合は2、3日以内）に2名以上の罹患者がみられた場合は集団
感染が発生している可能性が高いと考えられ、感染拡大防止に向けて対応が必要です。

○集団感染が疑われる場合には

ほぼ同時期(インフルエンザの場合は2、3日以内)に2名以上の感染症罹患者がみられた場合には

- ・学生責任者は、早めに各地区保健管理センターに報告・相談し、今後の活動について助言をもらってください。
- ・会員に、体調チェックを指示し、体調不良者は集団活動に出席させず、速やかに受診するよう指導してください。
- ・感染者には、保健管理センターへ「感染症登校許可証明証」の提出を指示してください。
ダウンロード先：<http://www.hcc.keio.ac.jp/ja/infection/assets/files/student.pdf>
- ・合宿所、学生寮、プール、練習場での集団感染については、管理人（管理会社等）にも速やかに報告してください。

*学校感染症の種類は保健管理センターWEBサイト (<http://www.hcc.keio.ac.jp/ja/infection/report-list.html>)または公益財団法人日本学校保健会の学校において予防すべき感染症の解説 (<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/211>)をご参照ください。

○新型コロナウイルス感染症について

日本国内において、新型コロナウイルス感染症が拡大しています。感染を拡大させないために、以下の「自分が感染しない」「大切な人を感染させない」行動を徹底してください。

①基本的感染対策

- (1) 身体的距離（ソーシャルディスタンス）の確保
- (2) マスクの着用・咳エチケット
- (3) こまめな手洗い・うがいの徹底

②「3つの密」の回避

- (1) 換気の悪い「密閉」空間にならないこまめな換気
- (2) 多数が集まる「密集」場所に行かない
- (3) 近距離での会話や発話が生じる「密接」場面を作らない

③会食（複数人での会話を伴う飲食）の自粛

*会食は、複数人で至近距離でマスクをはずして会話をするため、飛沫を通して感染するリスクが特に高い行為です。

④行政から指示された期間中は、不要不急の外出・移動の自粛

⑤日頃の健康管理と体調不良時の行動自粛

*厚生労働省の新型コロナウイルス感染症について (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html) または保健管理センター (<http://www.hcc.keio.ac.jp/ja/infection/coronavirus.html>) のページもご覧ください。

万が一、感染が疑われる場合や感染した場合や、体調不良時には、速やかに以下のページの対応をしてください。速やかに報告・対応することで感染拡大を避けることができます。感染の疑いを隠す、または報告しないといったことがないよう、勇気をもって報告してください。

【新型コロナウイルス感染拡大防止のための体調不良時等の対応について（塾生サイト）】
<https://www.students.keio.ac.jp/com/life/health/covid-19-20200916.html>

■保健管理センターWEBサイト

<http://www.hcc.keio.ac.jp/>



III. 学生団体の諸手続きについて

1. 学外での諸活動について（学外行事届、海外活動申請書の提出）

学外における練習、集会、合宿、演奏会、旅行、試合、登山等の諸活動については必ず事前に学外行事届（P. 11 参照）を提出してください。活動中にケガ等を負った際の保険金請求要件になるほか、危機管理上、重要な届け出です。

なお、海外での行事等については「海外活動申請書」の提出が必要です。「学生団体活動支援システム」にて作成し、各キャンパス窓口に提出してください。渡航1ヶ月前までに申請してください（国内の学外行事届とは別途）。

2. 学生責任者の交代について（学生責任者変更届の提出）

公認学生団体の学生責任者が交代する場合、事前にその旨を届け出なければなりません。定期での代替わり、任期途中での交代など、変更がある場合は必ず「学生責任者変更届」を提出してください。交代に際しては、本冊子の譲渡など、引き継ぎを確実に行ってください。

提出先	拠点をおくキャンパスの学生生活担当窓口
手続き方法	<p>① 「学生団体活動支援システム」から「学生責任者変更届」と「飲酒事故防止誓約書」をダウンロード</p> <p>② 必要事項を記入し、会長の承認を得る（会長の署名・捺印必須）</p> <p>③ 上記窓口へ提出</p>
提出期限	交代の前

3. 会長の交代（代行）について（会長変更届の提出）

公認学生団体の会長が交代する場合、事前にその旨を届け出なければなりません。

退職・転出など、変更がある場合は必ず「会長変更届」を提出してください。

なお、会長の留学等で日常的な指導、監督が困難な場合、6ヶ月以内に限り「代行」を立てることが可能です。その際も、同様の手続きをとってください。兼務は3団体までです。

* 体育会各部（所属団体含む）は体育会事務室で所定の手続きをとってください。

提出先	拠点をおくキャンパスの学生生活担当窓口
手続き方法	<p>① 「学生団体活動支援システム」から「会長変更届」をダウンロード</p> <p>② 現会長・新会長双方の署名・捺印を得る</p> <p>③ 上記窓口へ提出</p>
提出期限	交代の前

警告：署名及び印章の偽造について

署名・印章の偽造及び、偽造された書類の行使は犯罪です。「私文書偽造等」・「偽造私文書等行使」・「詐欺」などの罪に問われる行為であり、法的にも道義的にも許されません。2014年、当該行為を行った塾生個人および団体に対し、厳しい処分を科しました。同様の行為が確認された場合、今後も厳正に対処します。諸君には、慶應義塾生として自覚ある行動を求めます。

4. 教室使用について

キャンパス	使用時間・申請期間
三田	<p>【使用時間】平日・土曜 9:00～20:00 * 原則として日曜・祝日・義塾の定める休日・試験期間・授業期間外は使用不可</p> <p>【申請期間】使用希望日の2週間前から<u>2日前</u>まで</p>
日吉	<p>【使用時間】詳細は塾生サイトを参照、または日吉学生部学生生活担当に確認</p> <p>【申請期間】詳細は塾生サイトを参照、または日吉学生部学生生活担当に確認</p>
信濃町	<p>【使用時間】詳細は信濃町学生課 学生生活担当窓口にて確認</p> <p>【申請期間】使用を希望する<u>前月の1日</u>～<u>当日</u>まで</p>
矢上	<p>【使用時間】平日・土曜 9:00～20:00 * 原則として授業期間外使用不可</p> <p>【申請期間】使用希望日の<u>1ヶ月前</u>から<u>当日</u>まで</p>
湘南藤沢	<p>【使用時間】詳細は https://www.students.keio.ac.jp/sfc/life/facility/ にて確認</p> <p>【申請期間】使用希望日の<u>14日前</u>から<u>2日前</u>まで</p>
芝共立	<p>【使用時間】詳細は芝共立学生課 学生生活担当窓口にて確認</p> <p>【申請期間】使用希望日の前月から<u>4日前</u>まで</p>

◇教室使用・教室使用中における諸注意（詳細は各学部の履修案内を参照してください）

- ① 【申請期間】における「2日前」や「4日前」の記述は、土・日・祝日、義塾が定めた休日・一斉休暇を除きます。これを踏まえずに申請してくるケースが目立ちますが、これらについては一切受けつけません。
- ② 教室使用申請が増える学期始めや学園祭前などは、早めに申し込んでください。ただし、学期始めについては申請期間内であっても、正課の時間割が確定していない場合は申請を受け付けません。
- ③ 申請時、もしくは後日発行される「許可証」・「申請者控え」等は必ず受け取り、教室を使用する際携行してください。
- ④ 認められた使用時間を守り、次の授業や、次に使用する団体に迷惑をかけないよう、清掃ならびに机等の原状回復を行ってください。
- ⑤ 申請書の書き方等、手続きについて団体内で引き継ぎを行ってください。
- ⑥ 信濃町キャンパス内の施設利用は、信濃町キャンパス所属の学生団体のみ利用可能です。

5. 「日吉塾生会館」等諸施設の使用について

塾生会館運営委員会管轄の諸施設および藤山記念館学生集会室の使用のルールについては、冊子『塾生会館への案内』を参照してください。『塾生会館への案内』は塾生会館受付にあります。

その他の施設としては藤山記念館大会議室、第4校舎B棟地下1階に「グループ練習室」があります。こちらの使用については別途、塾生サイトを参照するか、日吉学生部 学生生活担当に問い合わせてください。

6. 食堂ホールの利用について

—三田キャンパス—

〔山食、生協食堂、ザ・カフェテリア〕

1. 学生部の教室貸出担当にて、希望日時の空き状況を確認。
2. 空きがあれば「学生食堂使用願」を教室貸出担当に提出（この時点では予約未成立）。
3. 利用日の2週間前までに食堂の事業者へ直接連絡し、会場確保と料飲発注（予約成立）。

※日曜・休日は利用不可。キャンセル等の変更が生じた際は教室貸出担当へ報告すること。

—日吉キャンパス—

〔食堂棟 1階・2階、第6校舎グリーンズテラス〕

日吉学生部 学生生活担当に問い合わせてください。

—矢上キャンパス—

〔生協食堂〕

生協食堂で予約をしたうえ、学生課学生生活担当窓口に学内集会届を提出。具体的な内容については生協食堂と相談すること。キャンセルや、日付の変更があった場合は速やかに学生課学生生活担当窓口まで連絡。

〔学生コミュニケーションルーム（創想館（14棟）1階）〕

使用時間 16:30～20:00

学生課学生生活担当で予約し、学内集会届を提出すること。利用には教員の同席が必要。キャンセル等の変更があった場合は速やかに学生課学生生活担当まで連絡。

—湘南藤沢キャンパス—

〔学生食堂（Σ館地下1階）〕

事務室学生生活担当窓口へ相談のこと。具体的な準備や料理等の相談は、事前に直接食堂へ。

—芝共立キャンパス—

〔学生ホール（食堂）〕

詳細は学生課学生生活担当へ確認のこと。

7. 学生団体ルーム（部室）の使用について

各キャンパス学生生活担当窓口に問い合わせてください。

8. 体育施設について

—湘南藤沢キャンパス—

〔グラウンド、館（体育館）、テニスコート等〕

事務室学生生活担当に問い合わせてください。

9. キャンパスへの車両入構について

塾生の車両入構は禁止されていますが、公認団体の活動で機材・資料の搬出入などに車両を使用せざるを得ない場合に限り、入構を認めています。各キャンパス担当窓口設置の所定用紙で入構4日前（土・日・祝日、義塾が定める休日を除く。湘南藤沢キャンパスは1日前、矢上キャンパスは3日前）までに申し込み、許可を得てください。その際、車種・車体の色・ナンバーを記入することが必要です。

日吉キャンパスは、「学生団体活動支援システム」から申請方法・注意事項等を確認のうえ、4営業日までにWeb申請を行い、許可を得てください。

10. 掲示物の掲出、印刷物配布などについて

事前に各キャンパス学生生活担当窓口に問い合わせてください。無断実施は一切認められません。

11. 学生団体宛郵便物の取り扱いについて

三田、日吉、信濃町、矢上、湘南藤沢の各キャンパス学生生活担当では、公認学生団体用のメールボックスを設置しています。各団体の担当者は、定期的に投函物を回収してください。なお、芝共立キャンパスのメールボックスは、中央管理室（3号館1階）に設置しています。宅配便等の荷物の取り扱いについては、各キャンパス学生生活担当に問い合わせてください。

12. 各種証明書の発行について

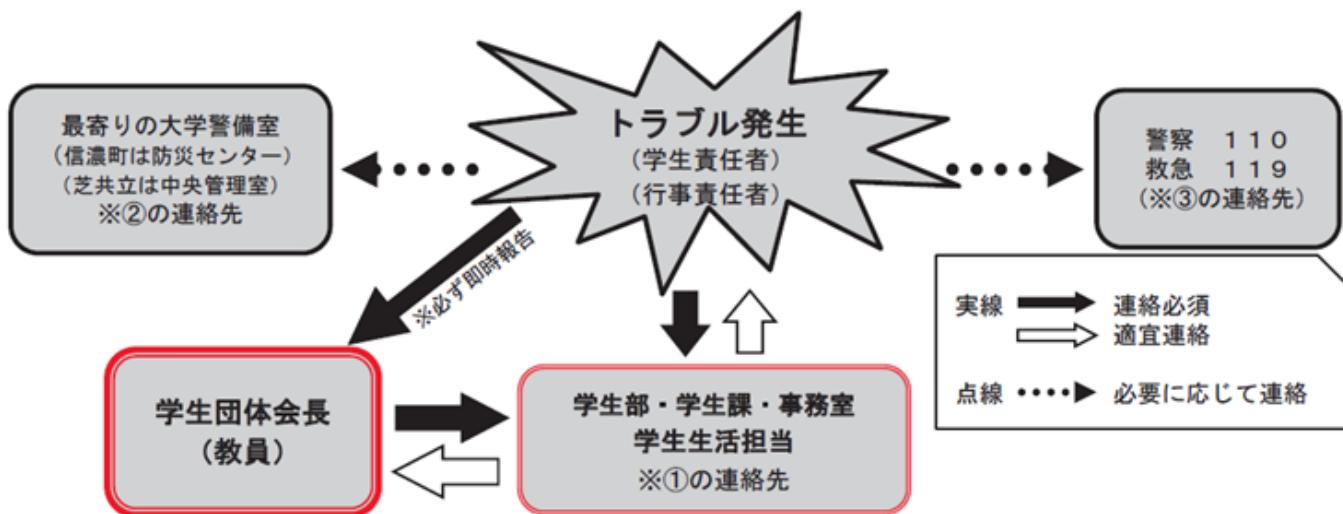
学生生活担当では、公認学生団体の希望により以下の証明書を発行・交付しています。学外のスポーツ・文教施設で利用料金割引や利用税の非課税措置を受ける場合、金融機関に団体の口座を開設する場合など、大学による証明が必要な際は窓口へ相談してください。

証明書	内容
公認学生団体証明書	義塾の公認学生団体であることを証明する書類。 「団体の身分証明書」に当たる。
ゴルフ場利用に関する証明書	ゴルフ場でのプレーを学校の教育活動として証明する書類。 ゴルフ場に提出することで、ゴルフ場利用税（地方税）が非課税となる。 <u>交付対象はゴルフ部／ゴルフサークルのみ。</u> 地方税法の規定により、非課税となるのは正会員（学部生）準会員（大学院生・通信教育課程生）、引率の教員（塾外者不可）に限られ、特別会員（塾員）は対象外。

上記はあくまでも「私文書」です。特に「公認学生団体証明書」の有効性は、受け取った側が判断するものですので、留意してください。

また、「ゴルフ場利用に関する証明書」は都道府県所定の書式で提出すべき場合があります。その際は当該書式を窓口に持参してください。

IV. 【重要】トラブル発生時の連絡



① 各キャンパス担当窓口（学生生活担当）

キャンパス	部署名	場所	連絡先 (TEL)
三田	学生部 学生生活支援グループ	南校舎地下1階	03-5427-1568
日吉	日吉学生部 学生生活担当	独立館1階	045-566-1025
信濃町	学生課 学生生活担当	孝養舎1階	03-5363-3665
矢上	学生課 学生生活担当	25棟1階	045-566-1466
湘南藤沢	事務室 学生生活担当 (SL)	A(アルファ)館1階	0466-49-3408
芝共立	学生課 学生生活担当	1号館1階	03-5400-2683

② 各キャンパスの警備室

警備室等	連絡先 (TEL)
三田警備室	03-5427-1699
日吉警備室	045-563-1115
信濃町防災センター	03-5315-4649
矢上警備室	045-566-1474
湘南藤沢北門警備室	0466-47-5114
湘南藤沢看護医療警備室	0466-49-6201
芝共立中央管理室	03-3434-6241

※万が一、事故等が発生した場合は、会長に報告して指示を仰ぐとともに、活動拠点を置いているキャンパスの学生生活担当まで必ず連絡してください。
学生生活担当に繋がらない場合は、最寄りの大学警備室（信濃町は防災センター、芝共立は中央管理室）まで、必要に応じて連絡してください。

③ 救急医療機関の案内

地域	名称	連絡先 (TEL)
東京都内	救急相談センター*	#7119携帯電話、PHS、プッシュ回線対応 または23区内：03-3212-2323 多摩地区：042-521-2323
横浜市内	横浜市救急相談センター	#7119 または045-232-7119
藤沢市内	ふじさわ安心ダイヤル24	0120-26-0070

* (東京都限定) #7119は救急車を呼ぶべきか判断に迷った時、24時間年中無休で医師・看護師・救急隊経験者等の医療相談チームが救急相談・医療機関案内をしています。